



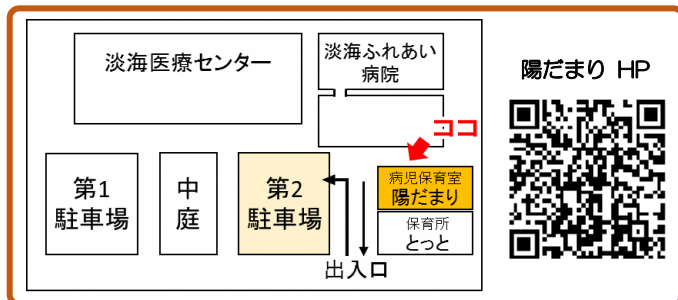
ご利用ください「病児病後児保育室」



児童が病気の療養中または病気の回復期にあって集団保育が困難な時に、看護師や保育士がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保護者の子育てと就労を支援する病児病後児保育室を設置しています。

これまで開設していましたオルミス(野村八丁目 コス小児科内)については、令和7年3月末で閉室します。草津市内の陽だまりや、栗東市と相互利用の協定を締結しているチャイルドハウス等を御利用ください。

施設名称	住所	定員	開設時間
陽だまり ☎516-2171	矢橋町 1660 おうみいりょう 淡海医療センター 敷地内併設	4人	午前8時～午後5時まで (延長午後7時まで)
チャイルドハウス ☎553-8051	栗東市岡 195 番地 1 きづきクリニック内	2人	午前8時30分～午後5時30分まで (延長午後7時まで)



利用できる児童と料金

草津市在住で生後6ヶ月～小学校3年生までの全ての「病児」・「病後児」で、保護者の就労等により、家庭で保育できない児童です。病状としては「仕事さえなければ家庭で看病できる程度の病気」と考えてください。点滴などの必要な病状の場合は入室できません。

施設	対象児童	基本料金	延長料金
陽だまり	(1) 草津市在住で生後6ヶ月～小学校3年生までの全ての「病児」・「病後児」	2,000 円	30 分毎に 500 円
	(2) 栗東市在住で生後6ヶ月～就学前の市内外認可保育所(園)に通園している「病児」・「病後児」		
	(3) 上記以外の、生後6ヶ月～小学校3年生までの「病児」・「病後児」	4,000 円	
きづきクリニック チャイルドハウス	(1) 栗東市在住で生後6ヶ月～小学校3年生までの全ての「病児」・「病後児」 (2) 草津市在住で生後6ヶ月～就学前の市内外認可保育所(園)に通園している「病児」・「病後児」	2,000 円	

※「病児」とは、発症間もない急性期(発熱など)の児童

※「病後児」とは、病気が峠を越え回復期ではあるがまだ集団生活には適さない児童

※(1)(2)に該当していて、生活保護世帯・住民税非課税世帯などの方は、減免を受けられる場合があります。

上記が満室の場合など、民間で運営される病児病後児保育室がありますのでご利用ください。

「病児病後児保育ハグ」の利用について

名 称	病児病後児保育ハグ(定員9名) ※オリーブ栗東保育園2階
所在地	栗東市十里81番地
電 話	077-516-4713

対象児童：生後6か月～小学校6年生までの児童
(市内外問わず)

開設時間：午前8時30分～午後6時(月～金曜日)
午前8時30分～午後5時(土曜日)

利用料金：1,500 円、延長料金：500 円 等



※詳細は、上記 QR コードよりHPを御確認ください。

利用までの流れ

まずは事前登録

- ・登録申請書を草津市に提出してください。登録申請書は、病児保育室やこども園、保育所、幼稚園にも置いています。登録は毎年度必要です。
- ・栗東市在住の方は、栗東市（☎551-0138）にお問合せください。
- ・草津市、栗東市在住の方以外は、登録申請書は不要です

予約を入れる

（陽だまり）

前日8時から19時（当日の場合は12時まで）の時間帯に電話をしてください。

（きづきクリニックチャイルドハウス）

利用したい日の前日（終日）もしくは当日（朝6時から7時の間）に電話をください。

入室前診察

- ・前日または当日に入室前診察を受けてください。

陽だまり※⇒ かかりつけ医またはおうみりょう淡海医療センター

きづきクリニックチャイルドハウス ⇒ きづきクリニック

※かかりつけ医では、「病児保育室 医師診断書」作成に費用がかかりますが、草津市在住の方は、状況により後日費用を返金します。また、おうみりょう淡海医療センターは、選定療養費がかかる場合があります。

当日 利用申込書

- ・当日、利用申込書を病児保育室に提出してください。
- ・利用申込書は、病児保育室にあります。
（市HPからダウンロードも可能）
- ・問診票等、病児保育室が求める書類も提出してください。
- ・下記「持ち物」を持参してください。

☆キャンセルは朝7時までに連絡

保育時間外は留守電録音に入れてください。

「病状が回復した」、「世話をしてくれる人が見つかった」 など

※「きづきクリニックチャイルドハウス」は、当日の朝6時から7時に利用確認の電話が必要です。

持ち物（記名をお願いします）

- ・保険証・マル福カード
- ・飲み薬、坐薬（解熱剤、ダイアップなど）・処方薬の内容がわかるもの（お薬手帳など）
- ・昼食、おやつ（病状に合ったものを）
- ・お食事セット（おはし、スプーン、フォーク、コップ、食器）
- ・飲み物（お茶のほか、イオン飲料など多めに）
- ・着替え2組以上・下着・パジャマ
- ・フェスタオル・ハンドタオル
- ・バスタオル2枚（体を休める時に使用しますので季節に応じたものを）
- ・ビニール袋2枚（汚れ物、オムツの持ち帰り用）
- ・オムツ・おしり拭き・ミルク・哺乳瓶・おしぼり・おしり敷・ウエットティッシュ

※「陽だまり」は「病児保育室 医師意見書」



【問い合わせ先】 草津市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策係

市HP



〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL: 077-562-7882

時間: 月～金 8時30分～17時15分

Eメール: kowaka@city.kusatsu.lg.jp

